アジア・フォーカスチーム ニューズレター

2015年2月号

ベーカー&マッケンジー法律事務所は、アジア・太平洋地域に 17 の事務所からなるネットワークを有しております。アジア・フォーカスチームにおいては、かようなネットワークを最大限に活かし、アジア全域へ進出・事業拡大を検討する日本企業に対し、コーポレート、M&A、ファイナンス、紛争解決等、幅広い分野でシームレスなリーガルサービスを提供しております。本ニューズレターは、アジア各事務所にて執務する日本人弁護士が、現地における最新の重要な法律情報をお届けするものです。



東アジア



中国

「不動産登記暫行条例」の公布:中国における不動産登記制度の整備に向けて

中国国務院は、2014年 12 月 22 日、「不動産登記暫行条例」(以下「本条例」)を公布し、統一的な不動産登記制度の整備に向けた取り組みの展望を発表した。本条例は、全 6 章、35 条からなり、2015 年 3 月 1 日から施行される。

中国ではこれまで不動産登記を義務付ける規制が存在せず、資産隠しに不動産が用いられ、汚職の温床ともなっていた。新たに不動産登記制度を整備することにより、汚職対策の一環とするところに中国政府の主たる狙いがあると見られている。更に、不動産登記制度は、不動産に関する財産税の徴収制度の確立をも可能にしうるものであり、不動産に関する権利関係等の実態を政府が把握することで、不動産市場に対する規制をより実効的なものにする効果も意図していると考えられる。

不動産登記制度の整備により、土地や森林・林木、家屋等の所有権及び、不動産の担保権等に登記が義務付けられることとなる。本条例は、初回の登記、不動産の譲渡、権利者の変更及び資産凍結等の場面での届出を義務付けている。本条例は義務違反の場合の法的責任についても定めており、文書の偽造、不動産登記情報の違法な開示等、一定の違反行為に対しては刑事責任を追及し得る旨を規定している。

中国政府は全国レベルで統一された不動産のデータベースを確立することを目指し、今後、数年をかけて確立されていく見通しであるが、かかるデータベースは一般人には非公開となるとされている。我が国では不動産登記制度は不動産の権利関係を公示し、取引の安全を図る機能を果たしているが、現状においては中国の不動産登記制度においてはこのような効果は期待できないところに留意が必要である。

中国に関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

折原康貴 Tel: 03-6271-9545 <u>yasutaka.orihara@bakermckenzie.com</u> 山内理恵子 Tel: 03-6271-9890 <u>rieko.yamauchi@bakermckenzie.com</u>



韓国

個人情報保護法令の厳格化

今般、韓国において個人情報が大量流出する事件が相次いでいる。これを踏まえ、韓国では、2014年5月に情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律(英語表記は「Personal Information Protection Act」。以下「PIPA」という。)が改正され、同年11月に施行された。改正の概要は以下のとおりである。

(1) 課徴金納付命令の要件の緩和

改正前は、当局がPIPA違反に基づく課徴金の納付を命じるには、個人情報処理事業者(PIPAにより、「個人情報」は、生存する個人に関するものであって、氏名、居住地に係る登録番号、写真等の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)と定義され、「個人情報処理事業者」は、直接又は間接に「個人情報」を収集、創出、記録、保管、保存、加工、処理、編集、回復、使用、提供、開示及び破壊する等の行為をする、公的機関、法人格、団体及び個人等と定義される。)に義務付けられる個人情報保護措置義務(プライバシー・ポリシーの制定及び開示、情報管理者の設置等)の違反と情報流出との間の因果関係の立証が不可欠であったところ、改正後は、当局は因果関係の立証なくして課徴金の納付を命じることができるようになった。

(2) 情報流出の被害者による損害賠償請求の要件の緩和

改正前は、個人情報処理事業者による PIPA 違反に基づき被害を受けた者が当該個人情報処理事業者に対し損害 賠償を請求するには、損害を受けた者が損害額を立証することが不可欠だったところ、改正後は、損害額の具体 的な立証なくして 300 万ウォンを上限とする損害賠償請求が認められることとなった。

(3) 営利性を有する広告の送信について、受信者の同意が要件化

改正前は、営利性を有する広告の送信について、受信者による事前の同意は不要であったところ、改正後は、受信者による事前の同意が求められることとなった。

(4) 個人情報流出の通知時期に関する規制の厳格化

改正前は、個人情報処理事業者が、個人情報流出の事実を知った時は、遅滞なく、①流出した個人情報の種類、②流出時期、経緯、③損害を最小化するために本人のとりうる方策に関する情報一切、④個人情報処理事業者の実施する対応策、⑤当該個人情報流出に関する、個人情報処理事業者の連絡先を本人に通知することが義務付けられていたところ、改正後は、個人情報処理事業者が個人情報流出の事実を知った時から 24 時間以内に、上記通知を発することが義務付けられた。

(5) 個人情報の破棄に係る措置に関する罰則の強化

個人情報処理事業者は、他の法令又は規制により保存が義務付けられている場合を除き、個人情報が必要なくなったときは遅滞なく、個人情報を破棄する義務を負う。そして、破棄する際は、当該個人情報を回復又は再生を不可能とするための措置を講じる義務を負うところ、改正前は、この措置を怠った者に対する制裁について、10,000,000 KRW 以下の罰金と定められていたところ、改正後は、2年以下の懲役又 20,000,000 KRW 以下の罰金として罰則が強化された。

韓国に関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

杉山日那子 Tel: 03-6271-9516 hinako.sugiyama@bakermckenzie.com



香港

● 中国本土-香港間の経済貿易緊密化協定(CEPA)の枠組みの下で広東省と香港 がサービス貿易自由化の基本実現協定に調印

2014年12月18日に香港と中国の間で、中国本土及び香港間の経済貿易緊密化協定(CEPA)の枠組みの下のサービス貿易自由化の基本実現協定が調印された。本協定は、香港と広東省の間で内地と香港のサービス貿易を基本的に自由化するという目標のもと、先ず広東省と香港の間で率先してサービス貿易自由化を実現することが目的とされている。本協定は中国本土により本土外の投資家に対して内国民待遇の付与を行い、ネガティブリスト方式による解放を行う自由貿易協定としては初めてものもであり、2015年3月より施行予定とされている。

本協定においては、中国本土は広東省内のサービス貿易の 153 項目について、香港のサービス事業者に対し開放する。これは広東省のサービス貿易項目のうちの 95.6%を占めるものである。商業拠点の形式については 58 項目について国民待遇が適用される。また、商業拠点の形式については、ネガティブリストを採用し、134 のサービス貿易項目が列挙されている。自由化措置については、通信及び文化の分野のみならずクロスボーダーの供給、海外での消費及び自然人の移動といった項目についても、27 の新たな自由化措置が取られている。特に、法律、会計、建設・設計・都市計画、技術検査及び分析、航空輸送、保険、証券、金融、旅行、通信、娯楽といった分野については具体的な自由化措置の内容が列挙されており、香港を経由した形での広東省への投資が可能となっていく方向にある。

香港にとっては広東省は重要な投資地域であり、香港と広東省がサービス分野において基本的な自由化を実現したことに伴い、香港企業による広東省への進出の大きな契機となることが予想されている。他方、このような自由化の枠組みは今後の本土全体への拡大の標準的なモデルとなることが予想されるため、サービス業者による香港を経由した中国進出の際には留意が必要になる。

香港に関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。 折原康貴 Tel: 03-6271-9545 <u>yasutaka.orihara@bakermckenzie.com</u>



台湾

● 第三者代金決済サービスに関する「電子支払い機関管理条例」が立法院を通過、 2015年中ごろに施行予定

2015年1月16日、立法院において、金融機関以外の第三者による代金決済サービスの提供を管理する法案である「電子支払い機関管理条例」(以下「本条例」)の草案が承認された。本条例は全部で6章、併せて58条の条文があり、主な内容は昨年行政院が承認された内容を踏襲するものであるが、立法院の財政委員会による審査において一部の内容が修正されている。本条例においては、、サービス提供業者を二種類に分類し、代金の受領や支払いを代行する業者については、最低資本金額を1億台湾ドルとし、当該業者が利用者の資金のチャージや送金といったサービスの提供を行う場合は最低資本金額を5億台湾ドル以上とする。また、サービス利用者のチャージ金額の上限、取引金額の上限については、当初想定されていた3万元から5万元に引き上げられる予定である。本条例の施行日は行政院の決定を待つことになるが、2015年中ごろ施行が予想されている。

同条例の要点は以下の事項である。

- (1) 立法目的及び主務機関(第1、2条)、電子支払い機関の定義及び業務(第3条)、現行の電子証票発行管 理条例との法条競合の問題(第4条)
- (2) 経営資格要件、資本金の最低基準(第7条)、副業制限(第9条)、預金の上限(第15条)、支払項目保 証及び運用(第20条)
- (3) ID 認証及び資料保存の義務 (第 24、25条)、クレーム、紛争解決の規制 (第 26条)、営業赤字に応じる 退出規制 (第 36、37条)
- (4) 同業組合への加入義務(第42条)、罰則(第44条~53条)

本条例の施行により第三者支払いサービスが開放された場合、非金融機関による参入も可能になるとされており、金官界からの承認が必要となるが、基本的には日本企業を含めた外資企業であっても、本条例に基づく第三者代金決済サービスを提供することができる。特に今後さらなる電子商取引市場の拡大が予想される台湾においては、代金決済サービスの重要性が高まるものと考えられる。また、中国からの第三者支払いサービス業者(例えば「支付宝(アリペイ)」)が参入する問題に対してが、政府としては国家安全を妨害する虞のある業者に対する許可を付与しないというスタンスであり、主務機関の金管会の同意がなければ台湾で自ら業務を営み、又は台湾の業者への投資ができないとされている。今後、本条例に関する各種法令の整備が本年4月頃までに金管会を中心に行われる予定であるため、今後の動向に留意する必要がある。

東南アジア



インドネシア

公開会社における指名報酬委員会に関する新規則の制定

インドネシア金融サービス庁は、公開会社の指名報酬委員会に関する 2014年 OJK 規則第 34 号(以下「新規 則」)を制定し、同規則は2014年12月8日より発効している。

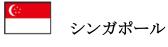
新規則は取締役会(Board of Directors)と監査役会(Board of Commissioners)の構成員を指名・評価するための 規則策定と、これら構成員の報酬を定めるための規則策定の権限を有する指名報酬委員会に関する規定を含んで いる。新規則の主要な内容は以下のとおりである。

- (1) 一定の資格要件を満たす3名以上の構成員によって指名報酬委員会を構成しなければならない。議長は独立 監査役でなければならず、取締役会の構成員は指名報酬委員会の構成員となれない等、一定の制約がある。
- (2) 委員会は常時独立して行為することを求められ、指名・報酬に関する種々の権限を与えられる。
- (3) 委員会は少なくとも4か月に1回開催することが求められる。
- (4) 委員会は、委員会の義務及び責任、構成員及び資格、手続等について定めたガイドラインを策定し、監査役 会の承認を受ける必要がある。
- (5) 委員会は、指名報酬に関する委員会の義務、責任、手続の実行について、監査役会に報告を求められる。こ の内容は監査役会の義務遂行に関する報告の一内容として、株主総会において報告されることとなる。
- (6) 指名報酬委員会の構成員は、自己の職務に対する適法な報酬以外に、公開会社の業務活動から直接又は間接 にいかなる個人的利益も享受してはならない。

公開会社が新規則の規定に違反した場合、罰金、事業活動の制限、業務停止、登録の無効化等の制裁を課される 可能性がある。したがって、インドネシアの公開会社は、新規則の要求に沿った形で指名報酬委員会を設置し、 新規則の規定を遵守する必要がある。

インドネシアに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

Tel: 03-6271-9710 seiji.tomimoto@bakermckenzie.com



シンガポール会社法改正

2014年10月8日、シンガポール会社法(Companies Act)の改正法案が可決され、2015年前半に大部分の施行が 予定されている。改正法の概要は以下のとおりである。

(1) 小会社 (small company) 制度の導入

改正法は、小会社制度を導入し、以下の要件のうち2つ以上の要件を満たす会社を子会社とした。子会社におい ては、会計監査人による監査義務を受ける義務が免除される。

年間の売上が1千万シンガポールドル以下

- 総資産額が1千万シンガポールドル以下
- 従業員数が50人以下

もっとも、会計監査人による監査を受ける必要がないというだけであって、会計帳簿を記録する義務が免除され るわけではない。また、5%以上の議決権を有する株主からの請求があった場合は、監査義務の免除は適用され ないとの特別な規定もある。

(2) 資金援助 (Financial Assistance) に関する規制の撤廃・緩和

現行法においては、もっぱら資本維持の観点から、第三者が当該会社の株式を取得するにあたって、会社自身が 財務上の支援を行うことが原則禁止されていた(資金援助(Financial Assistance)の禁止)。しかし、これでは 会社の資産を担保として買収資金を調達するいわゆる M&A ファイナンスを行うことが困難となることをはじめ、 問題が大きかった。

改正法は、非公開会社を資金援助(Financial Assistance)の規制の適用除外とすることとした。また、公開会社 についても、会社の財務状態に実質的な悪影響がないと認められる一定の場合には許容されるものとして、大幅 に規制が緩和されることとなった。

(3) 1株1議決権の規制の撤廃

シンガポール会社法では、これまでも、非公開会社においては複数議決権の発行が可能であったが、改正法にお いては、柔軟な資金調達のため、公開会社についても、従来の原則であった1株1議決権の制度を撤廃し、複数 議決権株式の発行を可能とした。かかる発行を行うためには、当該公開会社はその内容を定款で規定するととも に、会社の株主総会の特別決議が必要となる。

(4) 株主名簿の作成・維持義務の撤廃

改正法では、非公開会社において、各非公開会社で株主名簿を管理する義務が撤廃された。以降は、Accounting and Corporate Regulatory Authority (ACRA)が管理する名簿に記録された株主が正規の株主と扱われることになる。 また、ACRAの登録が株主変更の効力要件となり、この点でも重要な意義を有することとなる。

(5) 代替住所の ACRA 上の登録の許容

従来、取締役や秘書役等の役員は、その個人住所を ACRA に登録しなければならず、公開されることが原則で あった。この規制は、個人の住所を公開したくない取締役にとっては厳しい条件であったが、改正法においては、 この義務が撤廃され、個人住所に代わる代替住所を記載すれば問題ないこととなった。

今回の改正法においては、上記の他にも、 議決権の不統一行使の許容、CEO についての利益相反取引の開示義 務の導入、会計監査人の辞任要件および辞任時の手続の変更、一定の取締役および秘書役について ACRA に登 録拒否権を付与、外国会社の支店について ACRA の解散命令権の拡大、外国会社の支店についての開示義務の 拡大などが盛り込まれている。

シンガポールに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。 Tel: 03-6271-9522 (日本)、+65-8183-5114 (シンガポール) tetsuo.kurita@bakermckenzie.com



タイ国投資委員会(BOI)による新たな投資奨励政策の実施

2015年1月より、タイ国投資委員会(Board of Investment、「BOI」)の新たな投資奨励政策(「新投資奨励政 策」) が実施されている。BOIによる投資奨励政策は、仏暦 2520年(西暦 1977年)投資資励法に基づく投資優 遇措置であり、多くの日本企業が当該優遇措置を受けてタイへの投資を行っていることから、新投資奨励政策が 日本企業に与える影響は大きいものと思われる。

2013年前半に投資奨励政策の当初改正案が提示されたものの(当事務所の 2013年1月付 Client Alert「投資奨励政策の改正を検討(タイ):約80業種が投資奨励対象から除外予定地域ではなく業種に応じて投資優遇措置を付与」をご参照。)、その後のタイ国内政治の混乱から長期間にわたり改正案がまとまらない状態が続いていた。しかしながら、2014年12月3日に新投資奨励政策が正式に発表され、2015年1月1日以降に提出される投資奨励に係る申請に対して適用されることとなった。旧政策の下で受けた投資奨励及び 2014年末までに提出された投資奨励に係る申請に対して新投資奨励政策は適用されない。

タイ政府は新投資奨励政策を通じて以下の事項を達成しようと考えている。

- タイの産業を高度化すること。すなわち、過去 20 年にわたる経済環境の変化から、タイが持続的な成長を維持するためには高度技術産業に目を向ける必要があるとの認識の下、デジタル経済並びにバイオテクノロジー、代替エネルギー及び農産業の分野において地域資源を利用する事業の発展を支援する事業を積極的に誘致しようとしている。これに関連して、新投資奨励政策の下では旧政策のような事業の所在地ではなく、業種に基づき優遇措置が付与されることとなる。
- タイが貿易ハブとなること。タイ政府は、日本及びシンガポールの貿易モデルを踏襲してクロスボーダー 活動を含む経済活動全体が拡大することを望んでいる。そのため、投資家に対してタイで国際本部 (International Headquarters) 及び国際貿易センター (International Trading Centers) を設置するインセンティ ブを与えるような優遇措置を付与することが計画されている。
- 中小企業により強固な産業クラスターが形成され、企業の規模にかかわらず様々なセクターが連結することにより強固なサプライチェーンが形成されること

以下では、新投資奨励政策で新設された国際本部及び国際貿易センターの概要について触れた後、新投資奨励政策のその他のポイントを簡潔に述べる。

国際本部(International Headquarters)

当該業種は、現行の地域統括本部(Regional Operating Headquarters)に代わるものとして新設された。国際本部として投資奨励を受けるための条件は、地域統括本部の際の条件と比較して緩和されており、例えば地域統括本部においては統括する関連企業が3ヵ国以上とされていたところ国際本部では1ヵ国以上に削減されている。国際本部に対する税務上の優遇措置についてはタイ歳入局により近く決定される予定であり、以下のような事項が含まれると予測されている。

- 海外子会社からの利益に対する法人所得税の免除
- 保有する海外関連会社株式の売却による資産譲渡益に対する法人所得税の免除
- 海外関連会社に対して提供するサービスからの利益に対する法人所得税の免除
- 国際本部が海外子会社に対して製造過程における次のステップのための原材料を提供する場合の、法人所 得税の 20%から 10%への引き下げ
- 国際貿易センターを通じた貿易からの利益の免除
- タイに所在する海外駐在者に対する個人所得税の15%への引き下げ
- 就労許可証(ワークパーミット)期間の90日間から2年間への延長
- タイ入国管理局に対する外国人に関する通知要件の緩和

国際貿易センター

当該業種は、国際調達事務所(International Procurement Office、通常は卸売業に分類される)に代わるものとして新設された。国際貿易センターとして投資奨励を受けるための条件は、国際調達事務所の際の条件と比較して緩和された。例えば、国際貿易センターでは検査又は梱包のような過程を経ることは求められず、かつ複数の調達先を有することも求められない。国際調達事務所として現時点で投資奨励を受けている会社は、国際貿易センターへの変更が許可されると解されており、BOIにより当該事項に係る細則の早期発表が望まれる。

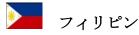
その他のポイント

- 新投資奨励政策は、投資奨励事業の対象を、先端技術を用いる事業、研究開発を行う事業、及び環境への 負担が小さい事業に重点を置いている
- 投資優遇措置は、従来のような投資先地域に応じて付与されるのではなく、産業クラスターのコンセプト に基づき付与されることとなる。産業クラスターの形成については国が主導するのではなく、地方当局及 び地元企業と協議して発展させることが計画されている
- BOI による優遇措置は、事業活動をベースとした(税務上及び税務上以外の)優遇措置とメリットベース の優遇措置とになる
- 法人所得税の免除は投資先地域 (ゾーニング) とは関連性を有しないこととされ、免除期間は事業の性質 によることとされる。事業が基準を満たす限り、地域にかかわらず優遇措置は付与されることとなる
- メリットベースでは追加的な優遇措置が付与される。従前の技能、技術及び革新 (Skill, Technology, and Innovation) に対する優遇措置、及び低開発地域に対して提供されていた特別優遇措置に類似する
- 国境沿いの南部タイ地方及び経済特区のための別個の優遇措置についても発表されている

上記の通り、投資奨励政策の改正がタイ進出済み又は今後進出を検討している日本企業に対して与える影響は大 きいものと思われるところ、新投資奨励政策は2015年1月より実施が開始されたばかりであることから、細則 の定められていない事項があったり、実務運用面で取扱いが明確でない箇所も多く存するように見受けられる。 今後は事例が集積されていくことで実務運用が安定的に行われるようになることが期待される。

タイに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

勝山正雄 Tel: 03-6271-9517 <u>masao.katsuyama@bakermckenzie.com</u>



外国銀行の国内市場参入制限を撤廃する法案(共和国法第 10641 号) につき、 金融政策委員会が施行細則を承認

本ニューズレターの8月号において、フィリピンにおける外国銀行(以下、「外銀」という。)の国内市場参入 制限を撤廃する法案(共和国法第10641号)の成立について報告したが、その後、2014年11月14日、金融政策 委員会 (Monetary Board) が施行細則(以下、「IRR」という。)を承認したことにより、外国銀行の支店や 100%出資法人設立の新規申請が可能となった。

今回の法改正により新たに外銀の市場参入が可能になったのは、以下の形態である。

- 100%出資(議決権ベース)の現地法人設立
- フルバンキングのライセンスを持つ支店の設立
- 既存銀行の全株式を取得する形での市場参入

ただし、外銀は上記3つの参入形態のうち、いずれか1つの方法を選択しなければならない。

従前、フィリピンでは、1994年に成立した「共和国法第7721号」により、フルバンキングのライセンスを持つ 支店を開設できる外銀の数は10行に制限されていた(同10行の中には、日本のメガバンク2行が含まれる)。 これに対し、共和国法第 10641 号の IRR は、外資規制を緩和した共和国法第 10641 号の指針を踏襲し、参入要件 を次のように緩和している。

- 従前は、当該外銀が自国及び世界における規模において、一定の順位に位置していることが参入要件とさ れていたが、係る要件が撤廃され、「widely owned and publicly listed in their home country (自国において、 当該外銀の株式が上場されており、広く普及していること。)」を満たすことで足りることとされた。
- また、参入を希望する外銀の資本要件を国内の銀行のの資本要件と同一とした。

フィリピンに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。 寺田 万里子 Tel: 03-6271-9536 mariko.terada@bakermckenzie.com

★ ベトナム

● 新企業法の制定-会社組織に関する改正点

2014年11月26日、国会において新しい企業法(No.68/2014/QH13)および投資法(No.67/2014/QH13)が可決され、2015年7月1日から施行される。これら新企業法と新投資法の制定により、法令解釈が明確化し、また、手続きも簡素化かつ迅速化し、ベトナムの投資環境に好ましい変化をもたらすことが期待される。今後制定される施行細則および実務の運用次第ではあるものの、外国投資家およびベトナムで事業活動を行う企業にとって重要な意味を有するものといえる。

新企業法では、会社の設立手続きから組織まで多岐にわたる改正が行われているが、本ニューズレターでは新企業法における会社組織に関する主な改正点を列挙する。

(1) 法的代表者を複数選任可能に

会社は、取引や訴訟提起などの場面において会社を代表する法的代表者を選任する必要があるが、新企業法では 法的代表者を複数選任できることを定めた。法的代表者を複数選任する場合、定款において、その人数、各人の 権限や義務等について定める必要がある。法的代表者を複数選任することにより、代表権限が必要な場合におけ る業務の迅速化および効率化を図ることが可能である。

現行の企業法と同様、法的代表者はベトナムに居住する必要があり、ベトナム国外に 30 日以上滞在する場合には、法的代表者に代わってその権限を行使する者を選任しなければならない。新企業法に基づき複数の法的代表者を選任した場合は、そのうち少なくとも1名の法的代表者がベトナムに居住するようにしなければならない。

(2) 定足要件の緩和

新企業法では、出資者会議(出資者2名以上の有限会社の場合)および株主総会(株式会社の場合)の定足要件を緩和した。

具体的には、出資者会議の定足要件は、新企業法では、定款資本の75%以上を有する構成員の出席から、定款資本の65%以上を有する構成員の出席に要件を緩和した。また、株主総会の定足要件は、新企業法では、議決権株式の65%以上を有する株主の出席から、議決権株式の51%以上を有する株主の出席に緩和した。さらに、初回の株主総会が定足数を満たず2回目の招集を行う場合には、議決権株式の51%以上から33%に緩和した。

なお、定款で、上記の定足要件を加重することは可能である。

(3) 決議要件の緩和

株主総会における決議要件につき、新企業法では、普通決議につき出席株主の議決権株式の 65%以上から 51% 以上へ、特別決議につき出席株主の議決権株式の 75%以上から 65%以上へ緩和した。

出資者会議および株主総会における書面決議についても決議要件を大幅に緩和し、出資者会議では定款資本の75%以上から65%以上、株主総会では議決権株式の75%以上から51%以上とした。

株式会社については、国際通例に合った内容となった。もっとも、合弁会社においては、出資者2名以上の有限会社の形態を用いることが一般的であり、上記定足要件および決議要件に基づき、決議事項に関する自らの決定権限を保護するよう合弁契約および定款において定める必要がある。

なお、出資者1名の有限会社における出資者会議については、定足要件は出資者会議の構成員の3分の2以上、 決議要件は、普通決議は出席者の過半数、特別決議は出席者の4分の3以上のままで変更はない。

(4) 株主代表訴訟についての規定追加

新企業法では、出資者 2 名以上の有限会社における構成員、および、株式会社における普通株式の 1%以上を 6 ヶ月連続で保有する株主につき、出資者 (株主) 代表訴訟を提起することを認めた。したがって、出資者 (株主) は、会社のために、社長、法的代表者、取締役等の責任を追及すべく民事訴訟を提起することができる。

もっとも、その手続きについては、施行細則や民事訴訟手続法の定めを待つ必要がある。

ベトナムに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

松丸知津 ホーチミン事務所勤務 Tel: +84-4-3520-2667 chizu.matsumaru@bakermckenzie.com



■ マレーシアにおけるエンジニアリングサービスの自由化の最新状況

1967 年エンジニア登録法(Registration of Engineers Act 1967)の概要

マレーシアにおいてエンジニアリングサービスを提供する場合、1967 年エンジニア登録法(以下「REA 法」)の適用を受けることになる。同法の下では、その適用を受けることになる"Professional engineering service" は「あらゆるフィージビリティー・スタディー、設計、調査、計画、施工、エンジニアリング業務やプロジェクトの監理および保守、ならびに Board of Engineer(BOE)が承認するその他の業務」という形で非常に広範に定義されている。マレーシアにおいてこれらの業務に従事するためには、同業務を提供するエンジニアおよび法人をBOE に登録しなければならない。

BOEにおけるエンジニアの登録が認められるのは、外資による株式保有が完全に禁止されているエンジニアリング・コンサルタント・サービスというカテゴリーか、外資による株式保有が30%まで認められているカテゴリー(プロフェッショナル・エンジニアリング、建設コンサルティングサービス、調査サービス)のいずれかとなる。また、現在のREA法では登録が認められるエンジニアはマレーシア人あるいはマレーシアにおける永住権を有する者のみとされている。加えて、いずれのカテゴリーにおいても、その業務に従事する法人の取締役はBOEに登録しているエンジニアでなければならないという資格要件等、厳格な規制が定められている。

エンジニアリングサービスの自由化

マレーシアのナジブ首相は、2011年10月、サービス産業の外国資本規制を2012年から段階的に撤廃すると発表した。これには2014年10月号のニューズレターで取り上げた法務サービスの他、一定の通信サービスや私立病院サービスなど18業種のサービスが含まれるが、エンジニアリングサービスも自由化の対象となっている。

エンジニアリングサービスの自由化に関連した REA 法の改正法案は、2014 年の年末に両院を通過し、現在は官報の公布を受けた上での正式な施行を待つ状況である。施行のタイミングは正式には明らかになっていないものの、2015 年の半ばになるのではないかと想定されている。

REA 法改正の内容

改正 REA 法案は、以下の内容を含むものである。

- 一定期間マレーシアに居住していることを条件として外国人が BOE にプロフェッショナル・エンジニアと して登録することを認め、またそのような外国人エンジニアが図面等を官公庁等に提出することを認める。
- 現在の REA 法において外資による株式保有が完全に禁止されているエンジニアリング・コンサルタント・ サービスにつき、外資による一定割合の株式保有を認め、取締役の資格要件も緩和する。

BOE は改正 REA 法の正式な施行を待ってエンジニアリング・コンサルタント・サービスに関する外資による一定割合の株式保有を認めるとしているが、どの程度の株式保有を認めるかについては、今のところ BOE による正式な発表はされておらず、明らかになっていない。もっとも、この点に関しては、BOE は別カテゴリーと同様 30%まで外資による株式保有を認めることになる可能性が高いのではないかと推測されている。

結論

アジアフォーカスチーム ニューズレター 2月号 February 2015

マレーシアにおいては、依然として特定の業界や業務分野に関する外資規制が根強く残っている。今回の REA 法の改正によるエンジニアリング・サービスの自由化の流れを受け、自由化が正式に決定されていない他のサービス業種の自由化に関しても速やかに関連法の改正を含めた手続きが進められることが期待される。

マレーシアに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。 木村裕 Wong & Partners (ベーカー&マッケンジーのメンバーファーム) クアラルンプール勤務 Tel: +603-2298-7888 yutaka.kimura@bakermckenzie.com



ミャンマー

保険市場の開放

2015年より、外資の保険会社は、特別経済区(SEZ)域内での営業許可を申請することができるようになった。

2014年 SEZ 法 59 条は、外資の保険会社または外資・内資のジョイントベンチャーとして組成された保険会社に対して、SEZ 域内で保険事業を営む権利を付与しているが、最近まで、実際にどのような手続を履践すれば保険業を営むことができるのかは明確でなかった。この点につき、ミャンマー政府は、このたび、財務省の管轄である保険事業規制局(IBRB)に対して必要書類を提出することが求められることを明確にした。ただし、IBRBに対する申請書類につき規定する規則はまだ成立しておらず、具体的にいつ申請が受理されるかはいまだ不明である。

ミャンマーには、現在、ダウェー、チャオピュー、ティラワという三つの SEZ があるが、日本政府の強力な後押しを受け、ティラワ SEZ の開発が最も進んでいる。ティラワに投資を決定した外資企業の多数は日本企業であり、日本の保険会社もティラワでの保険事業に興味を示していると報道されているところである。先ごろ、ミャンマーは、制限付きの銀行業免許を9つの外資系銀行に付与することにより、銀行市場を外資に開放した。いずれ保険市場もこの流れに倣うことが期待されるが、現在のところは、SEZ 域外でも外資保険会社に対して保険事業を開放するとの兆候は見られていない。

現状で、SEZ 域外では保険事業がどのように営まれているかという点であるが、ミャンマーにおいて外資の保険会社が保険事業を営むことを明確に禁止する法律はない一方で、1996年保険事業法がライセンスを受けずに保険事業を営むことを禁止しており、外資系の保険会社にはライセンスを付与しないとの「ポリシー」が存在している。

そこで、外資系の保険会社は、国営ミャンマー保険(Myanmar Insurance)と再保険契約を結ぶという形でミャンマー国内で保険業務に関与している。ミャンマーに現地営業所を設ける多くの外資系保険会社はこのような形態で保険業に参入していると思われるが、国営ミャンマー保険は、保険料に対して一定程度の手数料を徴収しており、その額は事案によって異なるもののおよそ10ないし20%であるといわれている。

SEZ 域内で外資の保険会社に対して保険市場を開放したことにより、ミャンマー国内全域でも市場開放が進むと見る向きもあるが、かかる展開にはまだ相当の時間がかかるとみるべきであろう。

ミャンマーに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

穂高弥生子 Tel: 03-6271-9461 <u>yaeko.hodaka@bakermckenzie.com</u>

南アジア



インド

工場法の改正

インド国会では工場法 (the Factories Act, 1948) を改正する法案 (the Factories (Amendment) Bill, 2014 以下「改正法」という。) が審議されている。工場法は、工場における労働者の安全、健康及び福利厚生並びに労働環境を包括的に規制する法律である。改正法の主な内容は以下のとおりである。

- (1) 四半期間における時間外労働時間の上限が、50 時間から 100 時間へ変更される。なお、州政府等は、当該時間外労働時間の上限をさらに拡大することが公共の利益に資すると判断する場合は、これを 125 時間まで拡大することができる。
- (2) 夜間(午後7時から午前6時まで)における女性の労働が解禁される。但し、安全が確保されていると州政府が判断した場合に限る。具体的には、シェルター、女性用トイレ、ランチルーム、託児所、休憩所及びセクシャルハラスメント防止策の確保、女性労働者の自宅までの送迎並びに女性労働者の夜間労働の同意の取得等が必要とされる。
- (3) 上記の規制緩和の一方で、妊婦及び障がい者を稼働中の機械の近くで労働させることの禁止等の、規制を強化するものもある。

外資規制の改正

インド外資規制(the Policy on Foreign Direct Investment)が以下の通り緩和された。

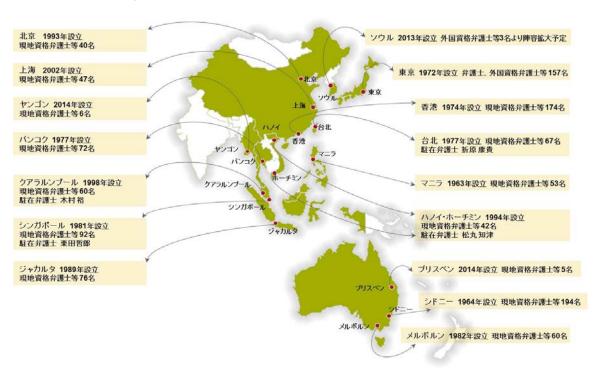
- (1) 建築開発セクターは従来から政府の認可を受けることなく (automatic route) 100%の外資が認められていた ものの、様々な条件が付されていた。それら条件の一部が、2014 年 12 月 3 日付 Press Note No. 10(2014 Series)で緩和された。主な変更は以下のとおり。
 - i. 宅地開発に関する必要最小開発土地面積の要件(10万平方メートル)を撤廃
 - ii. 建築開発案件に関する必要最小床面積の要件(5万平方メートル)を2万平方メートルに緩和
 - iii. 外資 100%の子会社の最低資本金要件(1000 万米ドル)を 500 万米ドルに緩和
 - iv. 当初投下資本の維持義務(本国送金禁止)の期間(最低資本金要件を充足した後3年間)をプロジェクト又は主要施設の完成までの期間に変更
 - v. 完成済みプロジェクト (商業施設、ビジネスセンターを含む。) の管理運営業については、政府の認可 を要することなく外資 100%が認められる。
- (2) 製薬セクターは、グリーンフィールド投資については政府の認可を要することなく外資 100%が認められており、また、ブラウンフィールド投資については政府の許可を得て (government route) 外資 100%が認められていたものの、いずれも一定の条件が付されていた。2015年1月6日付 Press Note No. 1 (2015 Series) により、医療機器製造業についてはグリーンフィールド投資かブラウンフィールド投資かにかかわらず、かつ条件が付されることなく、政府の認可を要することなく外資 100%が認められることとなった。

インドに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

鈴木泰治郎 Tel: 03-6271-9701 <u>taijiro.suzuki@bakermckenzie.com</u>

ベーカー&マッケンジーのアジア・太平洋地域のネットワーク

ベーカー&マッケンジーは、アジア・太平洋地域に17の事務所からなるネットワークを有するアジア最大規模の法律事務所です。アジア各地で日本人弁護士が執務し、日本企業のニーズに即したきめ細かいリーガルサービスを提供しております。



For more information

本ニューズレターに 関するお問い合わせ先

アジアフォーカスチーム

栗田哲郎

シンガポール法・日本法・NY 州法 弁護士

シンガポール:

+65 6434 2547 (Desk)

+65 8183 5114 (Mobile)

東京:

03 6271 9522 (Desk) 090 1612 2143 (Mobile)

tetsuo.kurita@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-10 アークヒルズ仙石山 森タワー28F

Tel 03 6271 9900 Fax 03 5549 7720

www.bakermckenzie.co.jp

Privacy Policy

ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者又はこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本書面に関し、ベーカー&マッケンジー法律事務所又はその所属専門家その他の所員(以下併せて「当事務所」といいます)に対して、電子メール等により返信をお送りいただくときは、その返信によって直ちに送信者と当事務所との間に何らかの専門職業務の委任関係が成立するわけではないことにご留意下さい。

本書面の内容に関するか否かに関わりなく、当事務所との委任関係が成立 するためには、当事務所が受任を承諾することが必要となります。こうし た事前の受任承諾か、又は少なくとも受任前の事前相談を受けることへの 承諾がなされていない限り、当事務所に対して秘密又は非公知と思われる 情報を送付しないようお願い致します。かかる承諾がないまま送付された 情報は、すべて非秘密又は公知の情報とみなされ、守秘の対象外となりま す

本ニューズレターは、クライアントの皆様に最新の重要な法律情報等をご 提供する目的で配信しております。

貴社内にてこのたびのトピックにご関心をお持ちの方々や関連業務のご担当者、役員の方々にご転送いただけましたら幸いです。